

第13号 横浜市報調達公告版	発行所 横浜市中区港町1丁目1番地 横浜市役所
--------------------------	-------------------------------

【調達公告】

△ 一般競争入札の施行中止	2
△ 特定調達契約に係る一般競争入札の施行 （給食残さ処理及び収集運搬業務委託（南区ほか3区） 一式ほか1件）	2

調 達 公 告

横浜市調達公告第 83 号

一般競争入札の施行中止

平成 19 年 2 月 6 日発行、横浜市報調達公告版第 7 号における調達公告第 69 号により公告した次の一般競争入札については、入札を中止する。

平成 19 年 3 月 19 日

契約事務受任者

横浜市資源循環局長 佐々木 五郎

1 件名

- (1) 給食残さ処理及び収集運搬業務委託（南区ほか 3 区） 一式
- (2) 給食残さ処理及び収集運搬業務委託（保土ヶ谷区ほか 4 区） 一式

横浜市調達公告第 84 号

特定調達契約に係る一般競争入札の施行

次のとおり一般競争入札を行う。

平成 19 年 3 月 19 日

契約事務受任者

横浜市資源循環局長 佐々木 五郎

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名及び数量
 - ア 給食残さ処理及び収集運搬業務委託（南区ほか 3 区） 一式
 - イ 給食残さ処理及び収集運搬業務委託（保土ヶ谷区ほか 4 区） 一式
- (2) 業務内容
入札説明書による。
- (3) 履行期間
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法
第 1 号ア及びイに掲げる業務ごとに入札に付し、概算数量の総価により行う。

2 入札参加資格

入札に参加しようとする者は、単独又は共同企業体で構成されており、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、入札参加資格を有することの確認を受けなければならない。

- (1) 横浜市契約規則（昭和 39 年 3 月横浜市規則第 59 号）第 3 条第 1 項に掲げる者でないこと及び同条第 2 項の規定により定めた資格を有する者であること。
- (2) 平成 19・20 年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において「廃棄物処理」に登録が認められている者であること。
- (3) 平成 19 年 3 月 26 日から入札日までの間のいずれかの日において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 当該業務又はこれと同種の業務の実績を有する者であること。
- (5) 当該業務の履行に必要な、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）による一般廃棄物収集運搬業の許可（処理業務の履行場所が横浜市内にある場合は横浜市の許可、処理業務の履行場所が横浜市外にある場合は横浜市及び当該場所が属する市区町村の許可）を有する者であること。
- (6) 当該業務の履行に必要な、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による一般廃棄物処分業及び一般廃棄物処理施設の許可（履行場所が属する市区町村の許可）を有する者であること。
- (7) 処理に関し、そのリサイクルの方法は飼料化であること。
- (8) 処理業務の履行場所が横浜市外にある場合は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成

12年法律第116号)第10条第1項に定める登録を受けていること。

(9) 共同企業体で参加する場合は、自主結成であり、企業間で協定書を締結していること。

(10) 共同企業体で参加する場合は、代表企業を定めること。この場合、処理業務の履行者を代表企業とすること。

(11) 共同企業体で参加する場合は、処理業務の履行者が第1号から第4号まで並びに第6号から第8号までに該当し、収集運搬業務の履行者が第1号から第5号までに該当すること。

3 入札参加の手続

当該入札に係る参加を希望する者(前項第2号に規定する登録のない者で、入札説明書に定める名簿登載手続を行うものを含む。)は、次のとおり入札参加の手続を行わなければならない。

(1) 提出書類及び提出部課

入札説明書による。

(2) 提出期限

平成19年3月26日午後5時まで

(3) 契約条項等に関する問い合わせ先

〒231-0017 中区港町1丁目1番地

横浜市資源循環局資源化推進部事業系対策課(松村ビル6階)

川村 電話 (671)3818(直通)

4 入札参加資格の喪失

入札参加資格の確認結果の通知後、入札参加資格を有することの確認を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該入札に参加することができない。

(1) 第2項の資格条件を満たさなくなったとき。

(2) 入札説明書に定める提出書類に虚偽の記載をしたとき。

5 入札に必要な書類を示す場所等

当該契約に係る入札説明書等は、次項第2号に掲げる部課において、この公告の日から入札日まで閲覧に供する。

6 入札説明書等の交付

(1) 交付期間

平成19年3月19日から平成19年3月26日まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

(2) 交付場所

〒231-0017 中区港町1丁目1番地

横浜市資源循環局資源化推進部事業系対策課(松村ビル6階)

電話 (671)3818(直通)

(3) 交付方法

有償(500円)で交付する。この場合、入札説明書等交付希望者は、第3項第3号に掲げる部課で配付する納付書で、本市指定の金融機関等に納付後、前号の部課において領収書の確認を受けた上で交付を受ける。

7 入札及び開札の日時及び場所等

平成19年3月30日午前11時 横浜市資源循環局会議室(松村ビル8階)

ただし、郵送による入札については、平成19年3月29日午後5時までに第3項第3号に掲げる部課に必着のこと。

8 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 第2項の資格条件を満たさない者が行った入札

(2) 入札説明書に定める提出書類について虚偽の記載をした者が行った入札

(3) 横浜市契約規則第19条の規定に該当する入札

(4) 共同企業体協定書兼委任状を提出し、入札を行った共同企業体の構成員となっている者が、同一の入札において単体又は他の共同企業体協定書兼委任状の提出を行った共同企業体の構成員として入札を行った場合、その者及びその者を構成員とする共同企業体が行った入札

9 落札者の決定

横浜市契約規則第13条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効

な入札を行った者を落札者とする。

10 入札保証金及び契約保証金

いずれも免除する。

11 契約金の支払方法

(1) 前金払

行わない。

(2) 契約金の支払方法

設計図書に定める部分払の基準により、部分検査終了後、請求に基づき支払う。

12 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否

要する。

(3) 契約の条件

この契約は、平成 19 年度横浜市各会計予算が平成 19 年 3 月 31 日までに横浜市議会において可決された上、同年 4 月 1 日以降に契約書を交換することによって確定するものとする。

(4) 詳細は、入札説明書による。

13 Summary

(1) Subject matter of the contract:

① Recycling and Collecting lunch leftovers from schools (Minami Ward, Kounan Ward, Isogo Ward, Kanazawa Ward)

② Recycling and Collecting lunch leftovers from schools (Hodogaya Ward, Totsuka Ward, Sakae Ward, Izumi Ward, Seya Ward)

(2) Date of tender: 11:00 a. m., 30 March, 2007

(3) Contact point for the notice: Industrial Waste Provision Division, Resources & Wastes Recycling Bureau, City of Yokohama,

1-1 Minato-cho, Naka-ku, Yokohama, 231-0017, TEL (671) 3818